

令和2年第7回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年7月27日(金) 午前9時00分～11時20分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員 (9番 古賀 久美子 委員 ・ 10番 西村 四男 委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第15号 農地の転用事実照会に関する回答(1件)について

日程第2 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第3 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第4 議案第37号 農用地利用集積計画案(1件)について(新規1件)

日程第5 議案第38号 農用地利用集積計画案(一括方式)について(新規8件)

日程第6 議案第39号 農地所有適格法人について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和2年第7回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。
初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和2年第7回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 本日は全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、9番 古賀久美子委員、10番 西村四男委員をお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第15号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

大里主査 はい、事務局です。資料につきましては1ページをお願いします。日程第1報告議案第15号農地の転用事実照会に関する回答について、ご説明申し上げます。申請人は〇〇さん他3名、土地の所在は〇〇番、地目は田、面積は763㎡、現況は宅地です。申請地につきましては、賃借権により〇〇を設置する目的で平成18年2月20日農地法

5条許可が下りている。土地現況については、〇〇の一部となっております。現地調査につきましては、6月23日事務局と久木山委員、西委員で行き、状況を確認しております。資料2ページのとおり〇〇の西側の一部分となっております。資料の3ページをご覧ください。資料の3ページが法務局からの照会書になります。資料の4ページが照会書に対する農業委員会からの回答になります。令和2年6月22日付けで照会のありました標記の件について、下記のとおり回答をしますということで、1番目、土地の現況は一部建物が建っていて、駐車場などで利用しており農地ではないので、「否」としました。2番目、転用許可済かどうかの情報についてであります。転用許可済なので転用許可の情報を書いてあります。許可年月日、平成18年2月20日農地法5条許可。転用の目的、賃借権、〇〇、許可申請者（貸人）いちき串木野市〇〇他3名。許可申請者（借人）〇〇。3番目、転用許可がされていない時の情報についてでありますので、「回答なし」としてあります。4番目、転用許可がされていない場合の現状回復命令の見込みについてですので、今回は転用許可済ですので、「回答なし」としてあります。5番目、建物の建築制限などの規制のある土地かであります、「否」としてあります。6番目、その他参考となる事項につきましては、現況については「〇〇の一部となっている。」としておりますのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。ちょっといいですか。今回なぜこのような照会があったのか、背景がわかれば。

大里主査 現在、〇〇さん他3名の名義なんです、これを親族の方に名義変更したいということで、転用事実照会が出ているところです。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようでございますので、日程第1報告議案第15号農地の転用事実照会に関する回答については、事後承認となりますが、報告のとおりの内容で承認をされました。続きまして、日程第2議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請3件についてを議題とします。今回の申請は3件で、事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、3件終了後質疑に入ります。では、No.1について事

務局の説明をお願いします。

棚町主査

5 ページをお願いします。日程第 2 議案第 35 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は 3 件です。No.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。現在譲受人は、経営面積はございませんが、今まで親戚の農地の耕作を手伝っておられました。今回の申請地は実家の裏手で、所有面積が 349 m²となり、下限面積を超えます。調査は【正】を木場委員、【副】を西委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員

1 番木場です。農地法第 3 条第 1 項の規定による申請についてご報告いたします。調査を 7 月 22 日午前 9 時から、申請人の代理人の立会いのもと、西委員と私とで調査をいたしましたので、ご報告いたします。位置図は 5 ページ、6 ページをご覧ください。事務局の方から説明がありましたように、申請地の隣の宅地は、受け人の実家になります。受け人は耕作距離は 4.5 km くらいありますが、実家に母親がいらっしゃり、よく行かれるということです。農機具は耕耘機、草払い機で、現在もこの畑は家庭菜園を作っていて、何も問題はないと見てまいりましたので、皆様方の審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、No.2 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

7 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲渡人の所有する農地を譲受人へ贈与したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲渡人は、譲受人の妻の兄です。地元に住する親戚に贈与をしたいとのことです。譲受人は、所有農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を川畑委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。以上です、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4 番川畑です。農地法第 3 条No.2 についての調査報告をいたします。申請地内容につきましては、資料の 7 ページ、8 ページをご覧ください。

ださい。7月22日(水)午前10時から、申請人の立会いのもと、古賀委員と私で調査をいたしました。内容につきましては、事務局の方から説明がありましたが、申請地は農用地区域内で、田んぼでございます。申請人は親族より贈与を受け、自家用の水稻を栽培されるということです。労力は1名で、植え付けや収穫は娘さん夫婦に手伝いをもらえるとのことです。農機具は刈払い機、小型耕耘機、動噴等を持っておられます。通作距離は約500mです。申請人は高齢者ではありますが、水稻を耕作されており、耕作意欲もあり、私どもは何ら問題はないと思われました。皆様方のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.3について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 9ページから12ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地です。この譲渡人と譲受人は親子で、息子さんに贈与をしたいということです。譲受人は経営農地はございませんが、今までも、休日には家族と一緒に父親の農作業の手伝いに来ておられました。調査は【正】を外菌委員【副】を福菌委員をお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2番外菌です。7月18日午前8時40分より、申請人の代理人の行政書士と、譲渡人の立会いのもと、福菌委員と私が調査をいたしました。申請地は羽島で、計14筆あります。位置図は9ページから12ページで、農用地区域内農地と農用地区域外農地で、申請目的は親から子への贈与でございます。小さい時から譲渡人である親の加勢をして、今回高齢の親に代わって、譲り受けた農地を耕作や管理をされるということです。現在は会社勤めのため、作業は土曜日曜が主で、両親と譲受人の夫婦がメインの労力ですが、繁忙期には他の兄弟も手伝いに来ると言われました。農機具はトラクター、管理機、動噴、ハーベスター等一通りの機械が揃っています。営農計画は、父親が作付けしていた水稻や馬鈴薯をメインに、季節野菜を作付けする計画でございます。自宅は〇〇であり、25分程度で来られるということで、作業や管理については特に問題ないと思われま。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。3件について、事務局の説明及び調査委員からの報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まずNo.1について皆様何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますね。続いて、No.2について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。次にNo.3について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。日程第2議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請(3件)については許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、申請のとおり許可することで決定いたしました。次に、日程第3議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。今回の申請は4件であります。事務局の説明、その後、調査委員からの調査、報告をお願いし、4件終了後質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第3議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。今月の申請は、4件であります。それでは、No.1について、説明いたします。13ページ、14ページをお開きください。譲受人は現在、申請地の近くで〇〇を経営する〇〇で、今般経営拡張に伴い、駐車場が不足するため本申請地を買い受け、職員、来客用の駐車場とするための転用申請であります。申請地は第三種農地であります。なお、都市計画用途地域内にある農地で、第一種住居地域にあります。調査委員は【正】を松田委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願い

します。

松田委員

6番松田です。No.1についてご報告をいたします。7月23日(木)午前8時40分から、代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査をいたしました。資料の13ページ、14ページをご覧ください。申請地は第三種農地で、申請人は〇〇等を経営する〇〇です。経営拡張に伴い申請地を買い受け、来客用の駐車場とするための申請であります。東は道路、西は宅地と原野、南は道路、北は畑、排水は自然流下です。周囲に耕作している畑はなく、北側には盛り土を行い、排水が入らないようにするとのこと。資金は自己資金で、残高証明書が添付されております。被害防除計画書、被害防除誓約書、定款、履歴事項全部証明書、事業計画書等が添付されており、何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。続きましてNo.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任

続きまして、No.2について説明します。15ページ、16ページをお開きください。申請地を〇〇として利用するための転用申請であります。申請地は第二種農地で、市街地近接農地となります。農地の広がりとしては、1.4haとなっております。転用地の出入口には用悪水路があり、用悪水路の占用許可書の提出もお願いしてあります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を西委員にお願いしてあります。ご審議よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員

1番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について報告をいたします。調査は7月22日9時半より、代理人の行政書士立会いのもと、西委員と私で調査をしてまいりました。場所は15ページ、16ページをご覧ください。転用目的は、申請地を〇〇として利用するためです。農地としては水回りが悪く、地形的にも耕作しにくくて、現在耕作はされておられません。東側は水路、西は田と宅地、南側は田、北側は里道となっており、周囲には2mの盛り土をして土留め工事を行い、農地に被害のないように被害防除計画書、被害防除誓約書が提出されております。資金調達は自己資金です。排水は自然流下です。この土地に入るには用悪水路を利用しないといけないので、橋を占用するため、市の方に占用許可申請書を提出してあり、10月頃から着工するとのこと。そこには、〇〇として〇〇くらい、

〇〇くらいを置くということで、私たちが調査しましたところ、問題はないと見てまいりましたので、皆様方のご審議のほどよろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。続きましてNo.3について事務局の説明をお願いします。

中村主任 続きまして、No.3について説明します。17 ページ、18 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受け、居宅を建築するための転用申請であります。申請地は第三種農地で、都市計画用途地域内の土地区画整理事業区域内農地でもあり、準工業地域であります。調査委員は【正】を松田委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。ご審議よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 6番松田です。No.3について調査報告をいたします。場所は資料の17 ページ、18 ページをご覧ください。7月23日(木)午前9時20分から、代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と私で調査を行いました。申請人は現在借家住まいで、申請地を譲り受け、居宅を建築したいとのことです。申請地は第三種農地で、準工業地域にある農地です。東側は譲渡人所有の畑、西側は雑種地、南側は道路、北側は畑と雑種地です。周囲に影響が出ないように擁壁を設け、1.5m程の緩衝地を設けるとのことです。用水は上水道、生活雑排水は合併浄化槽で、処理後南側道路側溝へ排水される計画です。資金は銀行融資で申請許可後すぐに着工したいとのことでした。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が提出されております。調査では何ら問題はないと判断しました。皆様方のご審議のほどよろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。続きましてNo.4について事務局の説明をお願いします。

中村主任 No.4 についてご説明いたします。19 ページ、20 ページをお開きください。譲渡人である母親が高齢となり畑作業が困難になったため、譲受人が受贈し、貸駐車場として活用するための転用申請であります。申請地は第三種農地で、第一種中高層住居専用地域にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。ご審議よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 はい、4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について調査報告を行います。場所は資料の19ページ、20ページをご覧ください。7月22日(水)午前9時より、申請人立会いのもと、古賀委員と私で調査を行いました。事務局より説明がありましたが、農地は第三種農地、第一種中高層住居専用地域であります。転用の目的は、譲渡人である母親が高齢となり畑作業が困難になったため、譲受人が受贈し、車3台の貸駐車場として使用したいとのことです。申請者は農業の経験はなく、他に自営業をされております。周囲の状況は、東、西、北側は宅地、南側は道路でございます。周囲に農地はございませんが、敷地周囲にブロック積みがされており、土砂等の流出はございません。敷地内は整地を行い、鉄鋼スラグを敷き詰め土砂の流出を防ぎ、雨水は南側道路に設置されている側溝に自然流下される計画でございます。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書が提出されております。資金は自己資金で残高証明書も提出されており、申請許可後、速やかに着工したいとのことです。私どもの調査では何ら問題はないと判断しました。皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今、No.1からNo.4につきまして事務局の説明及び調査委員からの報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まず、13、14ページのNo.1についてご質疑ございませんか。私の方からいいですか。〇〇ということで、現在も駐車場なんかもあると思うんですが、現在の駐車場の台数と、今後整備することによって確保できる台数がわかれば教えてください。

樋ノ口委員 7番樋ノ口ですが、今現在あるのは16台です。そこに〇〇を作るということで、駐車場がなくなると聞いております。ここを駐車場にした場合は40台から入るということです。40台分は本当に必要なのか、職員の駐車場は裏側にあるんですけど、駐車場がまだ不足するため必要とのことでした。

議長 はい、中村さん。

中村主任 補足いたします。〇〇といたしましては、職員数は40名、〇〇等を含めて1日平均80名程が来られるということで、法人としましては大体120台を駐車場としてキープできればと考えているということです。今回経営拡張によりまして現在ある16台とも〇〇に使うため、現在52台分ありますが、16台減になり36台になるということです。

す。今回譲り受けた農地を駐車場にすることで、軽自動車を含めて 44 台は駐車できるんじゃないかと考えているということでございます。それを足しましても、若干足りないと説明を受けております。既存の駐車場としては 36 台と 44 台で、〇〇の周りで 80 台は駐車できるんじゃないかと考えていると説明を受けているところでございます。

議長 はい、ありがとうございます。他に何かご質疑ございませんか。特にないようですのでNo.2について、ご質疑ございませんか。この、〇〇と今回の申請地とは、どのくらい距離が離れているのでしょうか。

中村主任 今のその距離は、デスク上ではございますが、〇〇号線沿いの〇〇が経営する1番近いところで、690m近くと測っております。

議長 わかりました。690mくらいあるということで、〇〇ということで、〇〇ではないんですね。〇〇ですね。何かご質疑ございませんか。よろしいですか。それでは、No.3について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 よろしいですか。それでは、No.4について何かご質疑ございませんか。私の方からいいですか。個人で貸し駐車場ということなんですが、借りたいという希望者も具体的にあるのでしょうか。

中村主任 はい、今調査員の方では3台はとめたいという話でございますが、4台まではとめられるということで、実際2台は内定しているということです。

議長 他にご質疑ございませんか。特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第3議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、申請のとおり許可することでご決定いたしました。続きまして日程第4議案第37号農用地利用集積計画案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 21 ページをお願いします。日程第4議案第37号7月分の農用地利用集積計画書案は、1件1筆914㎡で、新規が1件です。借人は、所有農地を全て耕作しておられます。以上です、よろしくお願ひします。

議長 はい、今回は1件ということで、事務局の説明がございました。委員の皆様方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございますので、日程第4議案第37号農用地利用集積計画案1件については、申請どおり決定することとします。次に、日程第5議案第38号農用地利用集積計画案一括方式8件についてを議題といたします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 22 ページをお願いします。日程第5議案第38号7月分の農用地利用集積計画書案は農地中間管理事業分で、8件18筆12,585㎡、新規が8件です。借人の方で、所有農地がある方は、全て耕作しておられます。また、貸人の方で()書きの方は亡くなっている方で、利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今事務局の説明がございました。これから質疑に入ります。委員の皆様から何かご質疑ございませんでしょうか。

久木山委員 あの、いいですか。この〇〇さんという方は新規就農者と聞いているんですが、よければ、現在向こうでどのくらい作っているか、年齢とかわかれば教えてください。この前、原口推進委員と羽島のところを見に行ったんです。調査したんですが、作ってもらっているのいいのですが、見晴らしは本人が気に入っているということですが、白浜の農地も本人が作る意志があるのでしたら有効性があると思います。〇〇の方だから中身がわからないから資料を添付してほしいと思います。

議長 事務局の方では何か情報がありますか。

棚町主査

事務局です。農政課に尋ねましたところ、新規就農者ではないということでした。〇〇にある会社に勤めておられ、自宅の周辺にも農地があるそうですが、面積に関しての情報は持っていないということでした。農地は〇〇の近くの霜が降りるところで、本人は中間管理事業のホームページをご覧になって、農地が貸し出されていたので、霜の降りないところで、将来的には移住も考えていらっしゃるということで、今回申請をされたと聞いております。

議長

久木山さん、いいですか。

久木山委員

はい。

議長

他にご質疑ございませんか。特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第5議案第38号農用地利用集積計画案一括方式8件については、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第5議案第38号農用地利用集積計画案一括方式8件につきましては、申請のとおり決定することとします。〇〇委員は自席へおもどりください。続きまして日程第7議案第40号農地所有適格法人についてを議題といたします。なお、今回は報告の案件なのですが、関係する委員の方がいらっしゃいますので、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定によりまして、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

本日お配りしました議案の1ページから10ページをお願いします。日程第6議案第39号農地所有適格法人についてご説明申し上げます。今までは、決算後の報告書を事務局へ提出していただき、総会での審議まではしておりませんでした。農地所有適格法人の認定等について確認しましたところ、農業委員会総会にてご審議いただく必要があることが判明しましたので、今回から議案として提出いたします。決算期終了後3か月以内に報告書を提出することになっております。農業を法人で行う場合、農地法に規定されている農地所有適格法人は、4つの要件を満たしている必要があります。まず1つめ、定款

で株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の株式譲渡制限を設けている場合、または農事組合法人である場合となっております。今回議案に上程いたしました5法人は、いずれもこの条件を満たしております。2つめに事業要件ですが、法人の売上高が農業と関連事業で過半を占めることが必要です。いずれの法人も農畜産事業とその関連事業のみを行っており、要件に適しております。3つめは構成員要件で、構成員の過半は、農業の常時従事者である必要があります。これらの法人の構成員は総数に対しましていずれも過半以上の農業の常時従事者となっております、要件を満たしております。4つめは、業務執行役員要件で、業務執行役員は過半は、法人の農業の常時従事者であり、かつ、1人以上が年間60日以上農作業従事を必要とします。これらの法人は、いずれも理事等の総数のうち、常時従事者が過半以上農作業へ従事をしており、要件に適しております。以上4つの要件を充足しているため、本市で農業を行う5法人につきましては、農地所有適格法人についての要件を満たしていることとなりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

具体的にその5法人の名前が出てこなかったんですが、簡単に説明してください。

棚町主査

資料の1, 2ページが〇〇、3, 4ページが〇〇、5, 6ページが〇〇、7, 8ページが〇〇、9, 10ページが〇〇となっております。〇〇だけが農事組合法人です。今回、〇〇の3月決算期の書類を受けまして、議案へ上程することになりました。〇〇は、初めての決算期を迎えています。1年目は実績ですが、2年目以降は見込み額を記載してあります。その他の法人につきましては、前々年、前年と実際の報告年の実績を掲載してあります。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。今回初めて農地所有適格法人の報告を確認されたと思いますが、会社によって決算期が違いますので、決算終了の3ヶ月以内にこの報告をすることになっておりまして、総会において農地所有適格法人の要件を備えているかについて審議する必要があるということになっております。もし、要件を欠いている状態であれば、何らかの改善を指導しなければならないということになっております。今回対象の〇〇からの報告が上がっての審議だったのですが、他の法人についても本来その都度審議をしておくべきでした。今までされていなかったということで、今回5法人をまとめて総会に諮るということがございます。今後はその都度報告があった時点で直近の総会に諮ることとしておりますので、ご了承ください。これより、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者声あり)

議長

ないようですので、日程第6議案第39号農地所有適格法人については、すべて法人としての要件を満たしているということで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者声あり)

議長

異議なしということですので、要件を満たしているということで承認いたしました。3人の委員の方は自席へおもどりください。
以上、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

- _____
- _____